

保育施設の利用者負担額（保育料）2号・3号

保育認定（2・3号認定）の子どもの利用者負担額（月額）

階層区分	2号認定（3歳以上）		3号認定（3歳未満）	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市民税非課世帯※	0円	0円	0円	0円
③所得割課税額 48,600円未満	0円	0円	10,000円	9,800円
④所得割課税額 97,000円未満	0円	0円	15,000円	14,800円
⑤所得割課税額 169,000円未満	0円	0円	22,000円	21,700円
⑥所得割課税額 301,000円未満	0円	0円	30,000円	29,500円
⑦所得割課税額 397,000円未満	0円	0円	40,000円	39,400円
⑧所得割課税額 397,000円以上	0円	0円	52,000円	51,200円

※ひとり親世帯等で第3階層と第4階層の一部（所得割額77,100円未満。以下同じ）で3号認定に該当する世帯の場合は上記額から半額とします。

備考

- ・年度途中で3号認定から2号認定に到達した場合、その年度の3月まで3号認定の保育料での算定となります。
- ・階層区分は、入所児童の父母の所得割課税額を合算して決定します。
4月～8月は、前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月は、当年度の市民税額に基づく保育料となります。
ただし、父及び母の収入が103万円未満である場合は、家計の主宰者（生計を一とする世帯において最多収入の扶養義務者）の所得割課税額を合算します。
なお、課税額の算出にあたり、調整控除を除く税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）は適用しません。
- ・施設によっては、上記の保育料とは別に給食代、制服代、通園バス代などの実費や教育・保育の質の向上を図る上で必要な費用をお支払いいただく場合があります。
- ・保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は無料とします。ただし、所得割額57,700円未満の世帯は多子計算に係る年齢制限は無く、第2子半額、第3子以降は0円とします。
- ・次の要件のいずれかに該当する、未婚のひとり親の方は、寡婦・寡夫控除のみなし適用が受けられます。
 - ①婚姻歴がなく、かつ事実婚を含む婚姻状態にない母であり、扶養親族または生計を一にする子がいる方
 - ②①に該当し、扶養親族である子がいて、合計所得金額が500万円以下である方
 - ③婚姻歴がなく、かつ事実婚を含む婚姻状態にない父であり、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下である方
 ①～③に該当する子は、総所得金額が38万円以下であり、ほかの人の扶養対象配偶者や扶養親族とはなっていない場合に限り、適用されます。
- ※寡婦・寡夫控除のみなし適用を受けても、利用額が変わらない場合があります。